

かごしま子ども未来プラン2020 目次

第1章

計画の策定について

1 計画の位置づけ	1
2 計画策定の趣旨	
(1) 「次世代育成支援行動計画」及び「子ども・子育て支援事業支援計画」策定の趣旨	1
(2) 包含する各計画の策定趣旨	2
3 計画の期間	4

第2章

計画策定の背景

1 少子化をめぐる状況	
(1) 人口と人口構造の推移	5
(2) 婚姻の状況	8
(3) 子どもの数	12
(4) 就労	22
(5) 仕事と育児の両立	25
(6) 気運の醸成	35
【コラム】奄美高子宝地域の要因	36
2 母子及び父子並びに寡婦の状況	
(1) ひとり親世帯の状況	37
(2) 寡婦世帯の状況	38
(3) 支援事業の実施状況	39
3 子どもの貧困の状況	
(1) 全国の相対的貧困率等	41
(2) 生活保護受給世帯等	43
(3) 進学率、就職率	44
(4) 就学援助	45
(5) 「かごしま子ども調査」調査結果	46
4 子どもの状況	
(1) 学習状況	49
(2) 体力	49
(3) 児童虐待	51
(4) 安心・安全	52
(5) 携帯電話、スマートフォン	55
(6) かごしま地域塾	56

第5章

4 点検, 評価, 見直し

- (1) 点検, 評価…………… 83
- (2) 見直し…………… 83

施策の方向

施策の方向 1 結婚, 妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり

- 基本施策 (1) 総合的な結婚支援の推進…………… 84
- 基本施策 (2) 健やかな妊娠・出産への支援…………… 86
- 基本施策 (3) 周産期医療・小児医療の提供体制の確保…………… 91
- 【コラム】子宝の島・徳之島…………… 96

施策の方向 2 安心して子育てができる社会づくり

- 基本施策 (1) 社会全体で子育てを応援する気運の醸成…………… 97
- 基本施策 (2) 地域における子育ての支援…………… 99
- 基本施策 (3) 保育士等の人材確保…………… 110
- 基本施策 (4) 子育て世代の経済的負担の軽減…………… 113
- 基本施策 (5) 子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり…………… 116
- 【コラム】いぶすき学校応援団の取組…………… 121

施策の方向 3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり

- 基本施策 (1) 知・徳・体の調和のとれた教育の推進…………… 122
- 基本施策 (2) 安全で安心な学校づくり…………… 126
- 基本施策 (3) 特別支援教育の充実…………… 128
- 基本施策 (4) 幼児教育の充実…………… 130
- 基本施策 (5) 郷土教育の推進…………… 132
- 基本施策 (6) 家庭教育の充実…………… 134
- 基本施策 (7) 次世代をリードする人材の育成…………… 137
- 【コラム】かごしま地域塾…………… 141

施策の方向 4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり

- 基本施策 (1) 児童虐待防止対策の充実…………… 142
- 基本施策 (2) 医療・食・教育で格差のない社会づくり…………… 147
- 基本施策 (3) 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援…………… 163
- 基本施策 (4) 子ども・若者を育てる環境づくりの推進…………… 166
- 基本施策 (5) 子ども・若者の社会的自立の支援…………… 169
- 基本施策 (6) 社会的養育の充実・強化…………… 171
- 【コラム】集落に子どもの声が！子育て世帯が増えている集落「やねだん」…………… 173

県子どもの貧困
対策計画→

第7章

数値目標

1 重点数値目標	213
2 包含する計画において掲げる数値目標	
(1) 母子保健計画	214
(2) 子どもの貧困対策計画	215
(3) 子ども・若者計画	215
(4) 母子家庭等及び寡婦自立促進計画	215
(5) 新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画	215
3 その他	216

第8章

参考資料

1 計画策定の経過	217
2 鹿児島県子ども・子育て支援会議	
(1) 鹿児島県子ども・子育て支援会議条例	218
(2) 鹿児島県子ども・子育て支援会議委員	219
3 関係機関連絡先一覧	
(1) 各種相談機関	220
(2) 各種相談等	221
(3) 保健所	223
(4) 県の福祉に関する事務所	224
(5) 各市町村福祉事務所	225

○ かがしま PR キャラクター「ぐりぶー」について



鹿児島島の魅力を多くの方々に知ってもらおう仕事をしているかがしまプロモーション課長。プライベートでは、平成26年3月に幼なじみの「さくら」と結婚して、同年10月10日に生まれたこども達、努力家の「まなぶー」、きかんぼうの「あそぶー」、ぶりっこの「らぶぶー」、ポジティブな「かごぶー」、おませな「ゆゆぶー」、おっとり・のんびりした「すなぶー」、気弱な「ほしぶー」と、見た目も性格も個性豊かな7つ子たちのお父さんです。



通信端末の急速な普及など、子ども・若者を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、子ども・若者の意識や行動に様々な影響を及ぼすとともに、貧困、児童虐待、不登校、ひきこもりなど、子ども・若者が直面する問題は深刻化しています。

こうした中、国においては、新たな課題等を踏まえつつ、総合的な見地から検討・調整を行い、「子ども・若者ビジョン」に代わる新たな大綱として、2016（平成28）年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」を策定しました。

県においては、社会情勢の変化や国の大綱を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の一層の推進を図るため、本計画を策定しました。今後とも、次代の鹿児島を担う全ての子ども・若者が、健やかに成長し、持てる能力を生かして自立・活躍できる社会の実現を目指してまいります。

③ 子どもの貧困対策計画

本県においては、2013（平成25）年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、子どもたちの育成環境を整備するとともに、教育の機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援などとあわせて総合的に支援するため「子どもの貧困対策計画」（「かごしま子ども未来プラン2015」に包含）を策定し、各種施策を展開してきたところです。

2019（令和元）年6月に改正された同法を踏まえると、貧困の連鎖を食い止めるためには、現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことができる社会の構築を目指していく必要があります。

貧困の状況にある家庭では、様々な要因により子どもが希望や意欲をそがれやすく、そうした中で、目指すべき社会を実現するためには、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、子どものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があります。

子どもたちの中で、生まれながらにして様々な格差があってはなりません。子どもたちが健やかに成長していくためには、特に医療、食、教育が重要であり、これらの施策の充実に努めていく必要があることから、子どもの貧困対策を総合的に推進するための基本指針として、新たな「子どもの貧困対策計画」を策定しました。

④ 母子家庭等及び寡婦自立促進計画

本県においては、2003（平成15）年4月に施行された「母子及び寡婦福祉法の一部を改正する法律」に基づき、ひとり親家庭等をめぐる様々な状況を踏まえ、自立を支援するための方向性を示すとともに、施策を総合的かつ計画的に展開するために、「母子家庭等寡婦自立促進計画」を策定し、「かごしま子ども未来プラン（鹿児島県次世代育成支援対策行動計画）」の中に盛り込んだところです。

その後、2012（平成24）年8月に子ども・子育て支援法など子ども・子育て関連3法が制定され、「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定し、その中に母子家庭等及び寡婦自立促進計画を盛り込み、ひとり親家庭の自立支援の推進のための様々な施策に取り組んできたところです。

本県のひとり親家庭は2015（平成27）年時点では15,387世帯、また、寡婦世帯は、同時点で102,446世帯となっており、県全体（72万4,690世帯）の約16%を占めています。

また、2017（平成29）年に県が実施した「かごしま子ども調査」によると、母子世帯におけるA世帯（等価可処分所得が中央値の2分の1（122万円）未満の世帯の割合が約4割を占めるなど、他の

世帯類型と比べて、母子世帯は特に所得が低い傾向にあります。

さらに、A世帯とB世帯（等価可処分所得が122万円以上244万円未満の世帯）を合算すると母子世帯、父子世帯では7割近くを占めていますが、二人親世帯は約5割であり、二人親世帯とひとり親世帯には、所得の面で大きな差異があります。

このようなことから、ひとり親家庭等の自立を支援するためには、引き続き、就業支援や経済的支援等に計画的に取り組んでいく必要があります。

そこで、今回、全てのひとり親家庭の児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成されるために必要な諸条件並びに、ひとり親家庭の親及び寡婦の健康で文化的な生活を確保するため生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項や具体的な措置について定めた「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」を策定しました。

⑤ 新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画

本県においては、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、2014（平成26）年7月に国が策定した「放課後子ども総合プラン」に基づき、2019（令和元）年度末までに放課後児童クラブの待機児童を解消することを目標とし、県内の放課後児童クラブ施設数については、2014（平成26）年度の389施設から2019（令和元）年度の588施設まで増加しており、施設の計画的な整備を推進してきたところです。

しかしながら、本県の放課後児童クラブ登録児童数については、2014（平成26）年度は14,446人でしたが、近年の女性就業率の上昇等により、2019（令和元）年度は22,780人まで増加しており、施設の受け皿整備は進んではいるものの、待機児童の解消にはいたっておりません。

国においては、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、2019（令和元）年度から向こう5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、2021（令和3）年度までに待機児童を解消し、2023（令和5）年度までに約30万人分の新たな受け皿を整備することを目標としました。

県においては、このような状況を踏まえ、今般新たな計画を策定することとし、これまでの施策を一層進めるとともに、共働き家庭等の全ての児童が放課後等において、安心・安全な居場所が確保され、次代を担う人材育成が図られるよう市町村の取組を支援してまいります。

3 計画の期間

この計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

3 子どもの貧困の状況

(1) 全国の相対的貧困率等

相対的貧困率及び子どもの貧困率ともにおおむね右肩あがりの上昇しており、2012（平成24）年に相対的貧困率は16.1%、子どもの貧困率は16.3%と最も高くなっています。直近の2015（平成27）年は、相対的貧困率は15.6%、子どもの貧困率は13.9%となっています。

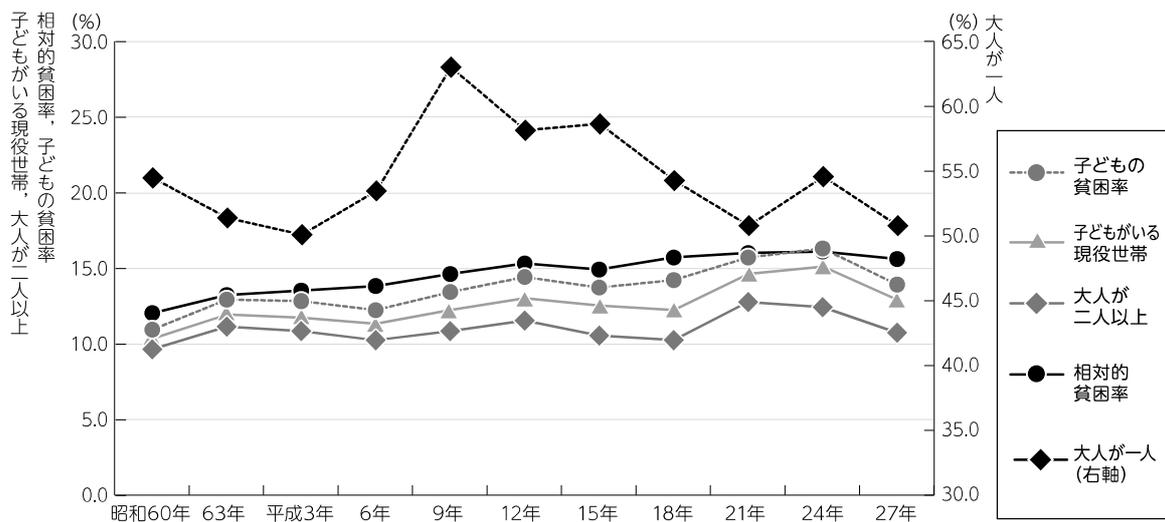
子どもがいる現役世帯については、12.9%となっており、そのうち、大人が一人の世帯では50.8%、大人が二人以上の世帯では、10.7%となっています。

図表－71 【貧困率等の年次推移】

	昭和60	63	平成3	6	9	12	15	18	21	24	27
相対的貧困率(%)	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率(%)	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯(%)	10.3	11.9	11.6	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
中央値(万円)(a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線(万円)(a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

資料：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

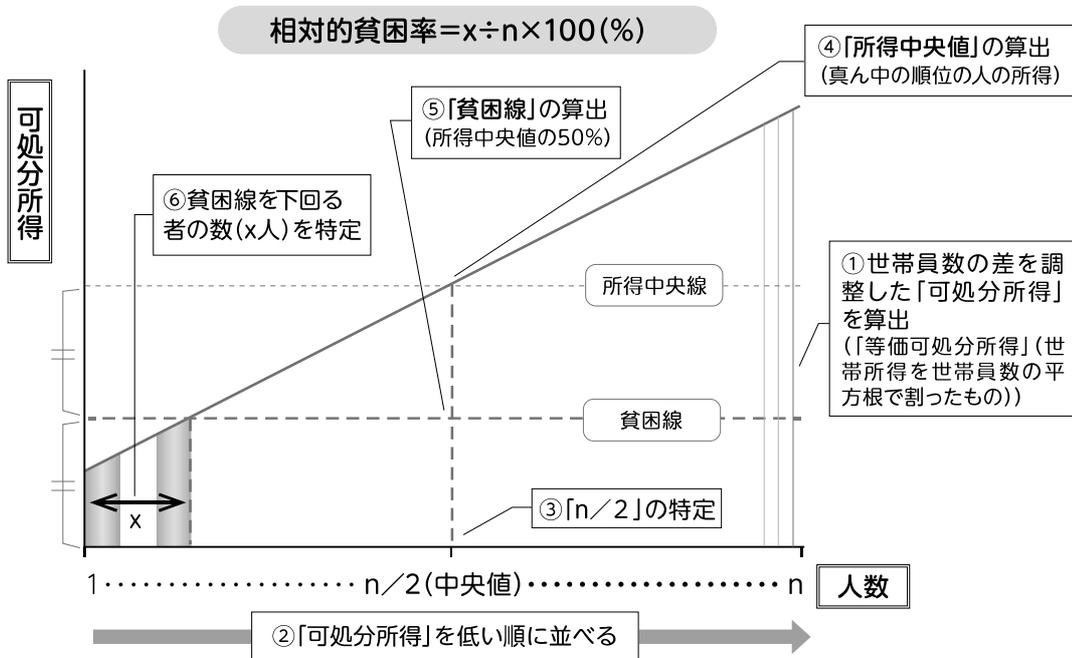
図表－72 【相対的貧困率及び子どもの貧困率】



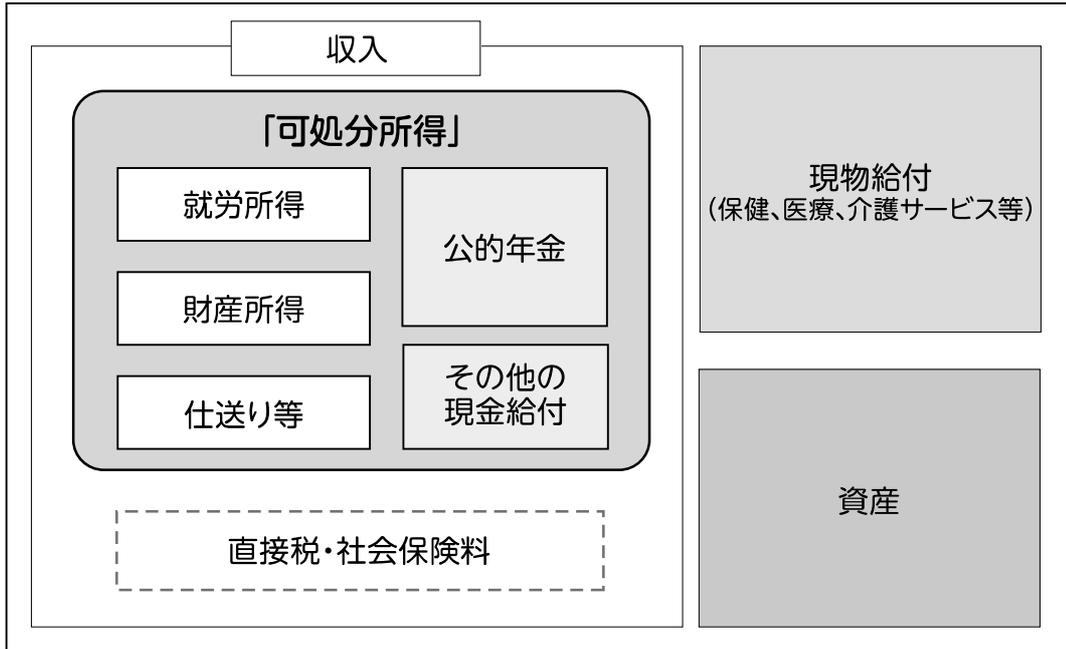
資料：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

(参考) 相対的貧困率

所得中央値の一定割合（50%が一般的。いわゆる「貧困線」を下回る所得しか得ていない者の割合。）



相対的貧困率の算出に当たって用いる「可処分所得」には、以下のものが含まれる。 ※「資産」の多寡については考慮していない。



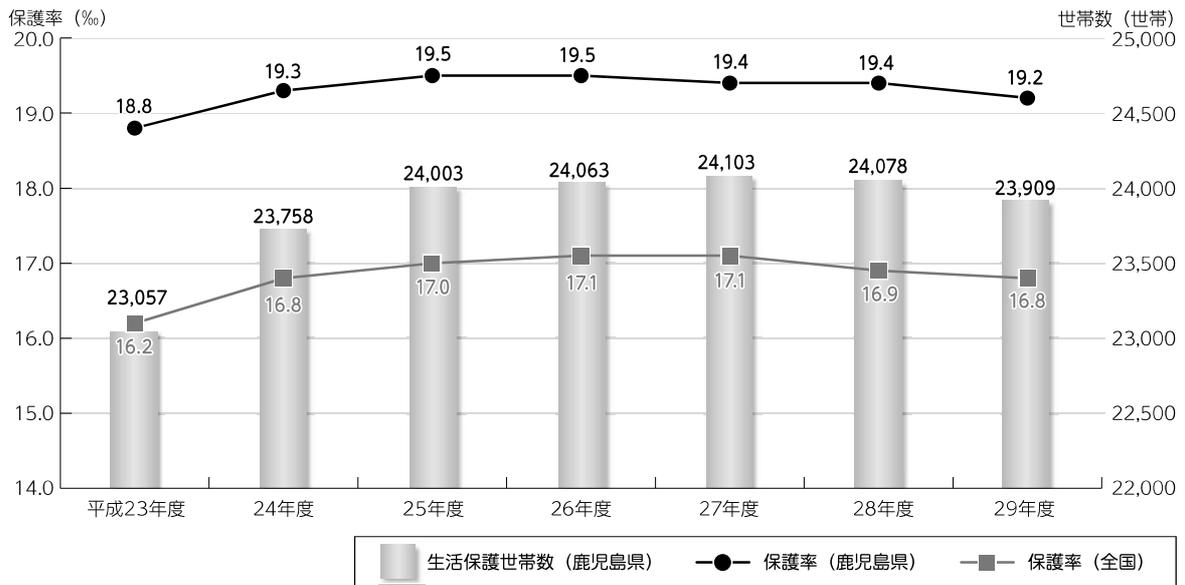
資料：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

(2) 生活保護受給世帯等

① 生活保護世帯数及び保護率

本県の生活保護世帯数及び保護率はおおむね横ばいで推移しており、2017（平成29）年度の生活保護世帯数は23,909世帯、保護率は19.2%となっており、全国の16.8%よりも2.4ポイント高くなっています。

図表－73【生活保護世帯の推移】



資料：厚生労働省「被保護者調査」

② 生活保護世帯の子どもの数

本県の生活保護世帯の子ども（19歳以下の者）の数は、毎年減少しているものの、2018（平成30）年は3,417人となっており、被保護人員全体の約1割を占めます。

図表－74【生活保護世帯の子どもの数の推移】

		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
0～19歳	被保護人員(a)	4,320人	4,063人	3,820人	3,538人	3,417人
	対前年増減	▲ 4.6%	▲ 5.9%	▲ 6.0%	▲ 7.4%	▲ 3.4%
総数	被保護人員(b)	32,108人	31,730人	31,260人	30,776人	30,429人
	対前年増減比	▲ 0.9%	▲ 1.2%	▲ 1.5%	▲ 1.5%	▲ 1.1%
19歳以下の構成比(a/b)		13.5%	12.8%	12.2%	11.5%	11.2%

※各年7月31日現在の人員(平成30年は暫定値)
資料：厚生労働省「被保護者調査」

(3) 進学率、就職率**① 生活保護世帯の進学率、就職率**

本県の生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の進学率は、2018（平成30）年で、94.0%となっており、県全体の進学率99.1%に比べ、5.1ポイント低くなっています。高等学校等卒業後の進学率も24.7%と県全体の進学率69.4%に比べ、44.7ポイント低くなっています。

生活保護世帯の子どもの中学校卒業後の就職率は、2018（平成30）年で、0.4%となっており、高等学校等卒業後の就職率は、68.0%となっています。

生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率は、2018（平成30）年度で4.2%となっており、県全体の中退率2.2%を2ポイント上回っています。

図表一 75 【生活保護世帯の子どもの進学率、就職率】

			平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
中学校 卒業後	進学	生活保護世帯	93.2%	95.5%	86.6%	93.5%	94.0%
		県全体	99.0%	98.9%	99.2%	99.1%	99.1%
	就職	生活保護世帯	1.9%	1.4%	1.0%	0.4%	0.4%
		県全体	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%
高等学校等 卒業後	進学	生活保護世帯	28.6%	32.4%	24.4%	27.9%	24.7%
		県全体	70.1%	70.2%	70.6%	70.1%	69.4%
	就職	生活保護世帯	54.2%	52.9%	57.4%	50.6%	68.0%
		県全体	27.9%	27.5%	27.3%	27.1%	28.2%

資料：生活保護世帯については厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体については文部科学省「学校基本調査速報値」を元に算出
※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等へ進学したものを含む。

図表一 76 【生活保護世帯の子どもの高等学校等中退率】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
生活保護世帯	7.0%	6.0%	4.9%	5.3%	4.2%
県	1.8%	1.9%	1.7%	1.8%	2.2%

資料：生活保護世帯については厚生労働省社会・援護局保護課調べ、県全体については、文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

② 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

本県の児童養護施設^(注7)入所児童の中学校卒業後の進学率は、2018（平成30）年で96.3%となっており、県全体の進学率の99.1%に比べ2.8ポイント低くなっています。

また、高等学校卒業後の進学率は22.8%と、県全体の進学率の69.4%に比べ46.6ポイント低くなっています。

児童養護施設入所児童の中学校卒業後の就職率は、2018（平成30）年は1.9%、高等学校卒業後の就職率は73.7%となっています。

(注7) 保護者のない児童（乳児を除く）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

図表一 77 【児童養護施設入所児童の進学率、就職率】

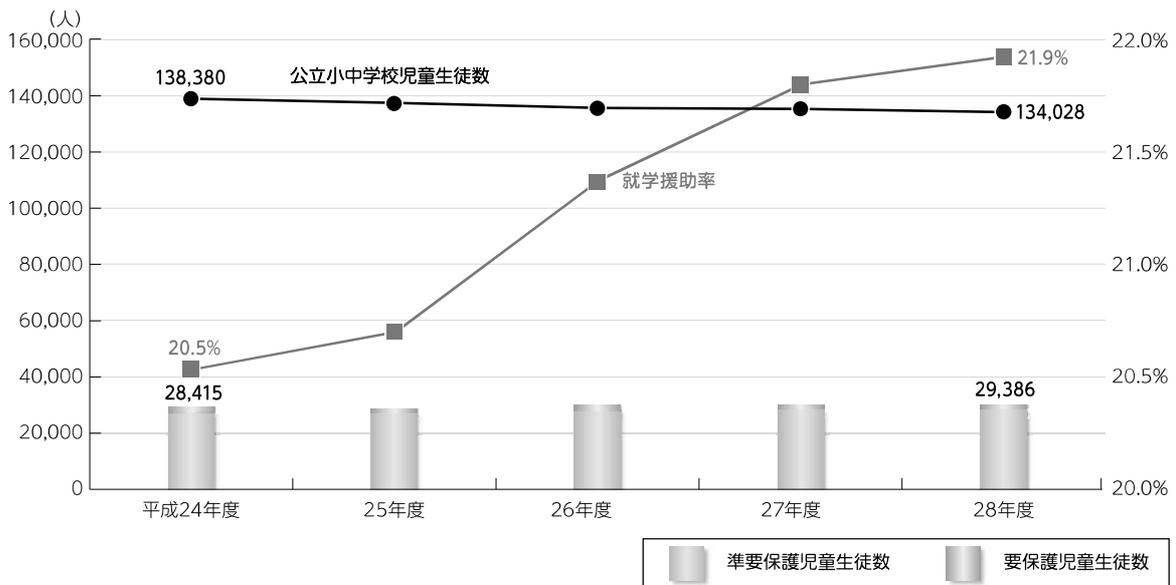
		平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
中学校 卒業後	進学	施設入所児童	97.2%	94.9%	100.0%	93.2%	96.3%
		県全体	99.0%	98.9%	99.2%	99.1%	99.1%
	就職	施設入所児童	1.4%	1.3%	0.0%	6.8%	1.9%
		県全体	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%	0.3%
高等学校等 卒業後	進学	施設入所児童	22.0%	15.6%	22.2%	21.2%	22.8%
		県全体	70.1%	70.2%	70.6%	70.1%	69.4%
	就職	施設入所児童	76.3%	84.4%	73.3%	75.0%	73.7%
		県全体	27.9%	27.5%	27.3%	27.1%	28.2%

資料：施設入所児童は子ども家庭課調べ（各年3月末現在の状況）、県全体は文部科学省「学校基本調査速報値」を元に算出
 ※進学は、専修学校、各種学校、公共職業能力開発施設等へ進学したものを含む。

(4) 就学援助

就学援助^(注8)を受けた県内の小中学校の要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計は、2012（平成24）年度は、28,415人であり、公立小中学校児童生徒数（138,380人）の20.5%でしたが、2016（平成28）年度は、29,386人と、公立小中学校児童生徒数（134,028人）の21.9%となっており、公立小中学校児童生徒数はわずかながら減少しているものの、要保護児童生徒数と準要保護児童生徒数の合計及び就学援助率ともに上昇しています。

図表一 78 【要・準要保護児童生徒数の推移】



資料：就学援助実施状況等調査（文部科学省）

(注8) 学校教育法に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して、市町村が実施する必要な援助